

## 職員の懲戒処分について

先日、平成29年9月28日、当財団職員が詐欺罪で逮捕されたことにつきまして、以下のとおり、職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

### 記

- 1 処分発令日 平成29年10月17日
- 2 被処分者 一般財団法人和歌山県文化振興財団  
舞台担当職員 50歳
- 3 処分の種類 懲戒処分 免職
- 4 処分理由 平成29年2月初旬、和歌山県民文化会館で催しを行った利用者から架空の人件費として現金を騙取した等、和歌山県民文化会館並びに一般財団法人和歌山県文化振興財団の信用を大きく失墜させたことによる。
- 5 処分根拠 一般財団法人和歌山県文化振興財団就業規則第40条1号（第5条を除く。）、2号、3号、5号、6号に該当するため。
- 6 監督者に係る管理監督責任について  
一般財団法人和歌山県文化振興財団事務局長 訓告  
同事務局次長 訓告

平成29年10月17日

一般財団法人和歌山県文化振興財団理事長